

特 記 仕 様 書

特 記 事 項
1. 工事内容について
(1) コンクリート二次製品（管渠・側溝・L型擁壁等）は十分に現場を精査してから材料を発注すること。※施工誤差が生じていた場合は、延長を調整する必要がある。
(2) 歩道の路床部は、地区内にストックしている流用路床土（CBR 確認済）を使用することを基本とする。ただし、明らかに良質土でない場合は、監督職員と協議し、使用の有無について決定すること。
(3) 車道の路床部は、良質な購入路床土（CBR12 以上）を用いること。
(4) 路床安定処理工施工時は、周辺家屋に配慮し、固化材（粉塵）の飛散防止に努めること。
(5) 宅地への乗り入れ箇所は、地元関係者と調整し、決定すること。
(6) 施工範囲内に支障となる工作物等がある場合は、地元関係者と要調整すること。 なお、本工事にて工作物等の復旧（擁壁等の構造物）を行う場合もあるため、監督職員と要調整すること。
(7) 工事着手前に、上下水道・ガス管の埋設関係者及び電気事業者と施工箇所の確認など、十分に調整を行うこと。
(8) 盛土規制法の関係により、プレキャスト擁壁や重力式擁壁の高さが変更となる場合もあるため、監督職員と要調整すること。
(9) 工事材料承諾願について、市内産・県内産資材を調達できない場合は、理由書（調達できないことを証明する書面）も併せて提出すること。
(10) 宅地盛土の表土は、真砂土（新材）とする。盛土高は、要調整。
2. 交通対策関係
(1) 作業上、現道の交通規制が必要となる場合は、規制を行う範囲と期間を看板、回覧等で事前に地元関係者へ周知すること。
3. 公害対策関係
(1) 工事に伴う交通影響や騒音・振動及び粉塵を考慮し、以下に注意すること。特に、施工箇所に近接して住居があることから、作業に当たっては十分に配慮すること。 ・ダンプトラック、重機等を使用しないときにはエンジンを切る。

・使用機械による、ガタツキ等の騒音がないようにする。
・コンクリートカッタ等を使用する場合は、粉塵等の処理を行えるようにすること。
・転圧作業等の砂ぼこりの発生が予想される場合は、散水等の防止処理を行うこと。
(2) 工事に対して住民から苦情、申出があった場合は迅速に対応し、対応記録を発注者に提出すること。
4. その他
(1) 撤去する構造物は、必ず展開図、計算書を提出すること。原則、撤去構造物の設計処分量はマニフェスト数量によらず、展開図を基に算出する。
(2) 最終変更に必要な出来形数量表等は、契約工期末の 14 日前までに必ず提出すること。
(3) 本工事については、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図ることとする。また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとする。なお、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。
(4) 本工事では別表の工種について、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による TS 管理を行う。（断面管理）
(5) 工事完了時の提出資料については、業務の効率化を図るため、オンライン電子納品システム（MyCityConstruction）を活用すること。なお、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。
(6) 本工事では、工事現場における写真管理および情報記録の効率化を図るため、「デジタル工事写真の黒板情報電子化基準」に則り、デジタル工事写真の黒板情報電子化を

別表 TS を用いた出来形管理項目（断面管理）

測定箇所	工種	TS 管理項目
車道・歩道部	掘削工	基準高
歩道部	路床盛土	基準高、幅
歩道部	下層路盤	基準高、標高較差、幅
車道部	路床盛土	基準高、幅
車道部	下層路盤	基準高、標高較差、幅
車道部	路床安定処理	基準高、施工厚さ、幅、延長
車道部	プレキャスト擁壁工	基準高、延長
車道部	プレキャスト U 型側溝	基準高、延長
車道部	自由勾配側溝	基準高、延長
車道部	集水柵工	基準高